

8 用語解説

あ行

OD 表

どこからどこへどれ位の量が移動したかをあらわす表（車両を対象）。

か行

交通需要特性

どのような人が、どのような目的・交通手段で、どこへ移動しているかといった人の動きの特性。

コードンライン

配分対象の最も外側のラインで、そこを通過する交通量は第 5 回 PT 調査と同じ値で固定される。

さ行

人口フレーム

将来の人口のおおむねの推計値の枠組みのこと。

将来交通量推計

将来のある時点の自動車交通量を予測すること。

相関係数

2 つの値の関係の強さを示す数値。1 に近いほど相関が強い。

総合計画

市町村の全ての計画の基本となる計画であり、様々な分野にわたる行政運営の総合的な指針となる計画のこと。

た行

代表交通手段

目的を持った移動の中でいくつかの交通手段を用いた場合に、最も優先順位の高い交通手段のこと。代表交通手段を決める優先順位は、鉄道→バス→自動車→二輪（自転車、原付・自動二輪車）→徒歩の順で決定する。

道路交通特性

主に自動車の交通量や走行速度といった現況交通の特性。

道路交通センサス

全国の道路状況、交通量、旅行速度等、道路と道路利用の実態を捉える調査で、調査項目として、自動車がどこからどこに移動しているかを調べる OD 調査と、一般交通量調査がある。

都市計画道路番号

都市計画道路名の接頭番号で、○・●・◎のような形式で表される。○は区分、●は道路の幅の規模、◎は一連の番号を示す。

区分：1は自動車専用道路、3は幹線道路相当、7は区画街路、8は歩行者専用道、9は自転車道

道路の幅の規模：1は幅40m以上、2は幅30～40m、3は幅22～30m、4は幅16～22m、5は幅12～16m、6は幅8～12m、7は幅8m未満

都市計画法第53条による建築制限

定められた都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において、建築物の建築を行うものに対し、申請及び許可を義務付ける条文。

建築が出来る建築物には制限があり、建築可能なものとしては、法第54条に規定される「階数は2階以下で地階を有しない」、「主要構造部は木造、鉄骨造、コンクリートブロック造」となっている。

例えば、3階建ての建築物や、鉄筋コンクリート住宅などは建築が出来ないこととなる。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、概ね20年後の都市がめざすべき姿を展望しつつ、概ね10年を目途としてそれを実現していくための基本的な方針を明らかにした計画のこと。

TE（トリップエンド）

発生集中量（ある地域から出発するトリップの数（発生量）と、その地域に到着するトリップの数（集中量）の合計）を表す単位。

は行

（中京都市圏）パーソントリップ調査

人の動きに着目して実施されるアンケート調査。「どのような人が」「いつ」「何の目的で」「どこから」「どこへ」「どのような交通手段で」動いたかについて調査し、1日の全ての動きを捉えるもの。中京都市圏としては、愛知県、岐阜県、三重県が対象範囲となる。昭和46年から実施される調査で、現在の最新調査は平成23年の調査。

BPR 関数

交通量推計上の道路網の、各々の道路の性質やサービス水準を表したもので、道路の種別や車線数に応じて、その道路の交通容量や、その道路を走行するのにかかる時間を設定したもの。

ら行

利用者均衡配分法

利用者は所要時間の短い経路を選択すると仮定し、「等時間原則」を満足する均衡状態（どの利用者も経路を変更することによって自己の旅行時間をそれ以上短縮することはできない状態）をモデル化し、この均衡状態における交通量を数値計算によって求めるもの。

多治見市都市計画部都市政策課

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町 2-15

TEL (0572) 22-1321

E-Mail tosisei@city.tajimi.lg.jp

URL <http://www.city.tajimi.lg.jp>

この印刷物はグリーン購入法に基づく基本方針基準（印刷サービス）を満たしています。